

更生保護のあり方を考える有識者会議 検討事項

2005年9月27日

瀬川 晃

検討事項は多岐にわたると思いますが、(A)「仮釈放の審理のあり方」と(B)「保護観察制度のあり方」を見直すことが中核的なテーマとなるべきだと考えます。それと併行して、あるいは(A)(B)をひとまず検討した上で、(C)「社会内処遇体制の強化・充実」の問題を検討してはどうかと考えます。

(A)「仮釈放審理の見直し」

仮釈放基準の検討。

長期刑等重大事犯についての審理の充実。

受刑者本人の審理手続への主体的な関与の積極化。

地方更生保護委員会による職権審理の拡充

被害者への配慮・被害者の意見の取り扱い

(B)「保護観察制度の見直し」

良好措置・不良措置の再検討

分類処遇の改善

遵守事項設定・運用の改善

- ・ 遵守事項の内容は今のままでよいか
- ・ 4号観察についても特別遵守事項の設定は可能か。転居等について許可制にすべきか
- ・ 特別遵守事項の付加・変更及び居住指定・定期出頭指示等を可能にし、不良措置にいたる前の“中間的措置”を導入できないか

ハイリスク対象者に対する保護観察官の特別処遇チームの編成

保護観察官による情報収集機能の拡大・充実

- ・ 就労・生計の状況の把握
- ・ 立入調査権

他の刑事司法機関との連携強化

- ・ 対象者選定
- ・ 執行猶予取消し作業の円滑化

( C ) 社会内処遇体制の見直し

地方更生保護委員会の充実

- ・ 市民参加を含む外部委員の積極的な登用
- ・ 事務局による調査機能の充実

保護観察官の大幅な増員

保護司制度の基盤強化

- ・ 公募制の採用
- ・ 報酬制を含め待遇の改善

更生保護施設の充実

- ・ 財政的援助
- ・ 国立施設の設置
- ・ 就労支援